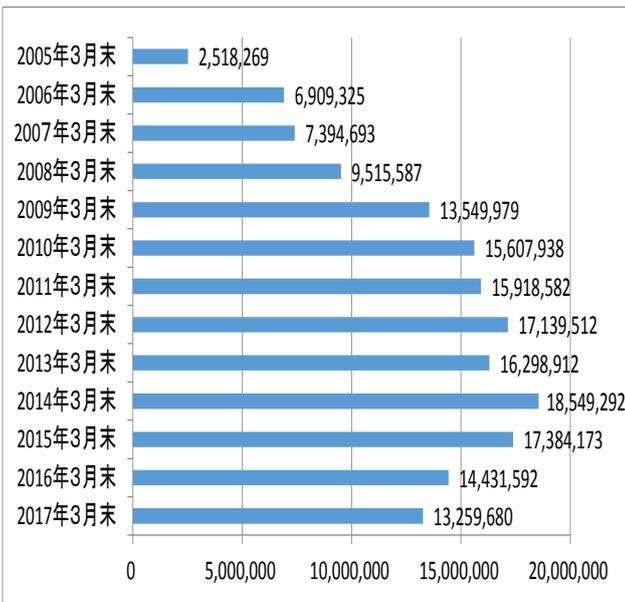


内部留保合計



三重大大学の財務諸表分析

内部留保

(資本剰余金+利益剰余金+引当金(固定負債))

たしかに減つて
目的別積立金は
かわらない

いるように見えるものの

先々週号に続き、大学の財務諸表分析です。毎年賃金闘争の時期になるとさまざまな労働組合が主張する「内部留保の数パーセントを取り崩して賃上げの原資にあてよ」との主張、企業の内部留保に該当する資本剰余金、利益剰余金および行程負債中の各種引当金を

目的積立金残高	
2006年3月末	97.313
2007年3月末	206.882
2008年3月末	437.127
2009年3月末	866.866
2010年3月末	1,670.933
2011年3月末	1,670.933
2012年3月末	1,661.191
2013年3月末	1,654.889
2014年3月末	1,833.103
2015年3月末	1,881.547
2016年3月末	2,131.292
2017年3月末	2,121.326

合計すると、かなり減つていることがわかりました。このように、一見すると「内部留保を取り崩せ」の

主張は、三重大大学にはあてはまらないかのようです。しかしその主張は根本的にまちがいです。

大学は、マンパワーが最大の資源です。それを削減すると、教職員が疲弊します。運営費交付金が削減されたのは教員の責任でも大学の経営が悪いからでも

大学は、マンパワーが最大の資源です。それを削減すると、教職員が疲弊します。運営費交付金が削減されたのは教員の責任でも大学の経営が悪いからでも

これに対して「目的積立金」は減っていません。組合はこの部分の取り崩しを主張してきました。この部分が賃上げ原資です。

エアコン「学部で対応」!?

「エアコン管理はこの資金で？」——大学当局に問い合わせてもらっていた回答がありました。

どの消耗品とは違つ、この認識のことです。

エアコンがせいたく品であつた大昔とは違い、その設置は、熱中症等を予防する点で大学当局の安全管理義務の一環です。

財務いわく、「配分する予算の範囲で部局にまかせ

ことに別個の条件で設置されるパソコン等とも異なつて

人文学部支部は、このよう

ており、研究費で設置した

エアコンの修理代は負担し

ています。また蛍光灯でも

ない」と。他学部でも、そういう扱いにしているとのことです。また、蛍光灯な

蛍光灯ではなくソケットが壊れた際には、まさか研究費による修理ということに

要求したいと思っています。



三重大大学教職組人文学部支部執行委員会

2018年 6月19日 (火) 第225号

津市栗真町屋町1577 三重大大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

I 貴研究機関には、現在、「軍事的安全保障研究」(あるいは一般的に、軍事や平和に関わる事項と研究・教育との関係)について、何らかの基本原則(憲章等)、方針(ガイドライン)、規則、申し合わせ等がありますか。(単一回答)

	1 ある	2 ない	3 検討中である	無回答	合計
国公立大学	35 (41.2%)	32 (37.6%)	18 (21.2%)	0 (0.0%)	85 (100.0%)
私立大学	16 (51.6%)	8 (25.8%)	7 (22.6%)	0 (0.0%)	31 (100.0%)
その他の研究機関	8 (42.1%)	11 (57.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)
合計	59 (43.7%)	51 (37.8%)	25 (18.5%)	0 (0.0%)	135 (100.0%)

III-1 貴研究機関では、これまで、「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことがありますか。(単一回答)

※ 貴機関の研究者が研究代表者である場合のほか、他機関の応募に研究分担者として参加する場合も含めてお答えください。

	1 ある	2 ない	3 わからない	無回答	合計
国公立大学	19 (22.3%)	64 (75.3%)	1 (1.2%)	1 (1.2%)	85 (100.0%)
私立大学	7 (22.6%)	23 (74.2%)	1 (3.2%)	0 (0.0%)	31 (100.0%)
その他の研究機関	4 (21.1%)	15 (78.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)
合計	30 (22.2%)	102 (75.6%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	135 (100.0%)

軍事的安全保障研究の基本原則「ある」「検討中」が7割

日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」についてのアンケート 第一次集計結果報告

日本学術会議科学者委員会では、防衛装備庁の委員会は去る4月、昨年3月24日に発した「軍事的安全保障研究に関する声明」発出から約1年が経つことから、①「声明」に関する大学等研究機関の受けとめ(対応状況)、および、②軍事的安全保障研究に関する研究機関の対応の実状を明らかにするため、アンケート調査を実施しました。その調査結果が同会議ウェブサイトに掲載されています。

この調査は、全国の国公立大学、国立研究開発法人、民間の独立の研究機関のうち、①科研費の交付金額の多い上位150位までの大学・研究機関、②その他のすべての国立大学、③その他のすべての国立研究開発法人、合183機関に対して実施されたもの。

そこでは、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への「応募を認めたことがある国立大学」が22.3%、「ない」が75.3%であるとされています。私立大学およびその他の研究機関についても、ほぼ同様の傾向となっています。

これに対して、「安全保障技術研究推進制度」を含む軍事的安全保障研究の学内でのとりあつかいについての「基本原則」「方針」「規則」等がある大学は、国立大学で「ある」が41.2%、「ない」が37.6%、検討中が21.2%となっています。

前号でも報じたように、名古屋大学では相当工夫された指針が審議されています。三重大学でも、学問的な品位を守るために、制定すべく求められています。